

各都道府県・指定都市精神保健指定医担当者 各位

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う精神保健指定医の指定後の研修
の受講及び指定の更新に関する取扱いについて

精神保健福祉行政につきまして、日頃からご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、精神保健指定医（以下「指定医」という。）については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第19条第1項により、5の年度ごとに厚生労働大臣の登録を受けた者が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を受けなければならない、この研修を受けなかったときは、当該年度の終了の日に、指定医の指定はその効力を失うとされているところです。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の影響によって、受講を予定していた研修が中止となるなどの事情により、研修の受講が困難となる場合が想定されます。つきましては、その場合の指定医の指定の更新については、下記のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により、受講を予定していた研修が中止となった場合
 - (1) 受講を予定していた研修が中止となり、本年度中において実施されるいずれの研修をも受けることができなくなったときは、法第19条第2項に定める「やむを得ない理由」に該当し、研修の受講の延期が認められるので、当該者からの申請を受理後は、速やかに当課あて進達すること
 - (2) 各都道府県等において、(1)の申請を受理する際には、中止となった研修以外の研修への参加が、受講申込期限等の都合により不可能であったことを口頭で確認するとともに、厚生労働省令に定める書類として、中止となった研修の受講申込みの事実が確認できる書類（登録研修機関が発行する受講決定通知書又はこれに相当するもの（受講申込確認の電子メールを印刷したものを含む））が添付されていることを確認すること

- 2 新型コロナウイルス感染症に感染したことにより、受講を予定していた研修の受講ができなくなった場合
- (1) 新型コロナウイルス感染症に感染したことにより、受講を予定していた研修を含め、本年度中において実施されるいずれの研修をも受けることができなくなったときは、法第19条第2項に定める「やむを得ない理由」に該当し、研修の受講の延期が認められるので、当該者からの申請を受理後は、速やかに当課あて進達すること
- (2) 各都道府県等において、(1)の申請を受理する際には、新型コロナウイルス感染症への感染により受講できなくなった研修以外の研修への参加が、受講申込期限等の都合により不可能であったことを口頭で確認するとともに、厚生労働省令に定める書類として、以下の書類が添付されていることを確認すること
- ・受講を予定していた研修の開催前に新型コロナウイルス感染症に感染したことが確認できる書類（確定診断に係るものに限る。写し可）
 - ・受講できなくなった研修の受講申込みの事実が確認できる書類（登録研修機関が発行する受講決定通知書又はこれに相当するもの（受講申込確認の電子メールを印刷したものを含む））
- 3 その他、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修の受講ができなくなった場合
- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、1及び2以外の理由で、本年度中において実施されるいずれの研修をも受けることができなくなったときであっても、法施行令第2条の2の5に基づき厚生労働大臣の認定を受けるための申請を行うことが可能なため、当該者からの申請を受理後は、速やかに当課あて進達すること
- (2) 各都道府県等において、(1)の申請を受理する際には、本年度中において実施されるいずれの研修へも参加が不可能であったことを口頭で確認するとともに、厚生労働省令に定める書類として、新型コロナウイルス感染症の影響により、受講が不可能である具体的な理由（※）を明らかにした書面が添付されていることを確認すること
- ※「新型コロナウイルス感染症への罹患を避けるため」というような抽象的な理由では足りず、例えば以下のような受講が不可能であることが客観的に判断できる具体的な理由であることを要する。
- （受講が不可能である具体的な理由の主な例）
- ・研修開催日前に家族が新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われる症状を呈し、本人が濃厚接触者に該当することとなったため
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響で受講予定の研修が延期となり、延期後の日程が、勤務や他の予定と重複しているため

以上